

令和6年度（令和7年4月提出分）の報告書は 改訂した取扱業務等の区分を使用してください。

様式第8号（第1面）

（日本産業規格A列4）

有料職業紹介事業報告書 無料職業紹介事業報告書

1 許可番号 36 -ユ- ○○○○○○

2 欄 徳島県 から記載してください
変更があった場合は、別途変更届出を提出してください

4 欄③、5 欄⑦
【常用就職件数】 報告対象期間1年間の就職件数
- 【無期雇用】 期間の定めのない雇用契約による就職件数
- 【それ以外】 4ヶ月以上の有期雇用契約の就職件数

2 事業所の名称及び所在地
(名称) 株式会社徳島労働局徳島支店
(所在地) 徳島県徳島市徳島町城内6-6

3 欄
過去の実績ではなく、令和6年度での有無です
実績がある場合は、4・6欄に区分ごとの内数として括弧書きで計上

3 紹介予定派遣 実績の有無 有

4 活動状況（国内）

取扱業務等の区分	有効求人数	① 求人			② 求職		③ 就職		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数			
							無期雇用	それ以外		
009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	22人	30人	183人日	0人日	30人	100件	4件	2件	61人日	0人日
(紹介予定派遣)	()人	(3)人	()人日	()人日	(5)人	(10)件	(2)件	()件	()人日	()人日
038 会計事務の職業	6人	5人	0人日	0人日	30人	60件	1件	0件	0人日	0人日
e 配せん人	7人	0人	0人日	80人日	15人	43件	0件	0件	0人日	21人日
計	35人	35人	183人日	80人日	75人	203件	5件	2件	0人日	21人日

4 欄①・②、5 欄⑤・⑥
【有効求人数/有効求職者数】
R7.3月末時点における有効求人/の有効求職者数を記載
【求人数】 報告対象期間1年間の求人数

4 欄①③
対象期間中の求人募集人数（累計）の件数
延数は右記参照

延数 = 雇用期間（実働日数ではない）
雇用期間 × 人数で算出します。
例：4月1日～4月16日の雇用期間であれば16日間となり、5人の求人があった場合は16 × 5 = 80人日となります。

取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用（6ヶ月以内/解雇除く）	
	離職	不明
009 情報処理・通	1人	0人
(紹介予定派遣)	()人	()人
038 会計事務の職	0人	0人
e 配せん人	0人	0人
計	1人	0人

4 欄④、5 欄⑧
今回報告するのは、
R5年4月1日～R6年3月31日
に就職した無期雇用就職者のうち6ヶ月以内に離職（解雇を除く）した者の数
※就職後6カ月後の状況を確認してから報告するので、報告は1年遅れです。
※昨年度の無期雇用に件数がない場合、0人です。
【離職】 解雇以外で離職した人数
【不明】 解雇以外で離職したが離職状況が不明な人数

4 欄⑥
【新規求職申込件数】 報告対象期間中に新たに求職申込みのあった件数（延数）
※一人の求職者について希望業務（区分）が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高いもの1つに計上
※求職申込件数（累計）同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効求人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	中華人民共和国 CHN	1人	4人	1人	3件	1件	0件
計						1件	0件

5 欄【相手国】 有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）により、国外の地域を定めるときに実績がある場合に、当該届出に記載された相手先国名称を記載してください。
※取扱職種の範囲等（相手国、取次機関等）に変更があった場合は、別途変更届出をしてください。

取扱業務等の区分	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用（6ヶ月以内/解雇除く）	
		離職	不明
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	中華人民共和国 CHN	0人	0人
計		0人	0人

常用：4ヶ月以上の期間を定めて雇用されるもの
又は期間の定めなく雇用される者
臨時：1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者
日雇：1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者

第2面へ続く/入力案内も参照してください

○ 取扱業務等の区分について（別紙参照）
4 活動状況（国内）、6 収入状況（国内・国外）は中分類ごとに記載。
但し、【a 家政婦（夫）、b マネキン、c 調理士、d 芸道家、e 配せん人、f モデル、g 医師、h 保育士、i 特定技能の在留資格に係る職業紹介】については、中分類によらず、それぞれに記載してください。

職業紹介の実績がない場合は、欄外に「実績なし」と記載をしてください

千円単位(小数点は四捨五入)

※年度内(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に受け取った金額を計上して下さい

届出制を採用している場合は求人受付手数料等**全て含めた金額**を職種ごとに計上して下さい

6 収入状況(国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)	求人者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇	
009 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(紹介予定派遣)					9,000	千円	千円	千円
038 会計事務の職業	千円	千円	千円	千円	(3,000)	千円	千円	千円
e 配せん人					2,800	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円		66	千円	10
	千円	千円	千円	千円			千円	7
計	千円	千円	千円	千円	11,800	千円	千円	66
								10
								7

求人受付手数料
1件につき**上限710円(免税事業者は660円)**を徴収している場合 ※上限制採用業者のみ

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)			求職者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)
	常用	臨時	日雇	
芸能家 モデル	千円	千円	千円	千円
科学技術者	千円	千円	千円	千円
経営管理者	千円	千円	千円	千円
熟練技能者	千円	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円	千円

芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に限る
1人につき月3件分相当額まで、上限710円を徴収可

- ：職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料(上限制手数料)
- ：職業安定法施行規則第20条第1項に定める別表のうち受付手数料(上限制手数料)
- ：職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料(届出制手数料)
- ：(上限制手数料)(届出制手数料)共通

7 職業紹介の業務に従事する者の数

3	人
---	---

8 返戻金制度

有	(有の場合、その概要)無期雇用労働者について、事業主都合による解雇以外の理由により入社後1ヶ月以内に離職した場合は紹介手数料の80%を求人者に返還する。
---	--

9 従業員教育

日時	従業員数	
令和6年5月10日 9:00~16:00	2名	外部講師を招いてキャリアカウンセリング研修を実施
令和6年10月14日 13:00~16:00	2名	職業紹介責任者が講師となり、求人受付時の注意点についてブリーフィング
令和6年12月17日 9:00~16:00	2名	〇〇協会が実施する職業紹介従事者向け講習会へ参加

8欄
概要が枠内に収まらない場合は、「別添」と記載し、当該制度を記載した資料の添付でも可

- 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 7年 4月 日

厚生労働大臣 殿

氏名又は名称

個人の場合・・・事業主の氏名
法人の場合・・・会社名、代表者氏名
※印鑑については、**押印不要**

7欄

紹介責任者を含めた3月末日時点の人数⇒**最低1人以上**を記載してください。

9欄

職業紹介責任者が統括管理する業務(※1)に従事する者(※2)に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合にその日時、人数及び内容を記載してください。(外部研修も含みます。)

※1 統括管理業務

- 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関する事
- 求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の管理に関する事(指針第4参照)
- 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の業務の運営及び改善に関する事
- 職業安定機関との連絡調整に関する事

※2 従業員数に**職業紹介責任者は含まれません。**

職業紹介事業報告の提出の締切は、**毎年4月30日**です。

さらに、**職業紹介事業報告書**の内容は

人材サービス総合サイトに掲載を!

- 職業紹介事業報告書により報告を行った内容については、人材サービス総合サイト(https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/)でも広く情報提供しなければなりません。ユーザーID、PW等がわからない場合は、問い合わせください。
- 紹介就職実績の掲載は事業報告と同時期、離職状況の掲載は10月~12月(事業報告は翌年4月)、手数料表及び返戻金に関する情報(有料事業者のみ)の掲載は事業開始または内容変更後速やかに行ってください。**紹介手数料率の実績の公開及び違約金規約を設けている場合**、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示を行ってください。

~職業紹介実績を事業報告し、人材サービス総合サイトに掲載するまでの流れ~

